

都市施設の名称		特定都市施設となる都市施設の規模								
		網掛け部分が特定都市施設となる規模								
		床面積（以上～未満）								
		300㎡		1,000㎡		3,000㎡				
		200㎡	500㎡	2,000㎡	5,000㎡					
1	学校等施設	学校(幼稚園を除く。)	●	●	●	●	●	●	●	●
		幼稚園					●	●	●	●
		その他これらに類する施設	●	●	●	●	●	●	●	●
2	医療等施設	病院又は診療所 (患者の収容施設を有するもの。)					●	●	●	●
		診療所 (患者の収容施設を有しないもの。)					●	●	●	●
		助産所、施術所等	★				●	●	●	●
3	興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場その他これらに類する施設	★	★	★	★				
4	集会施設	集会場 (冠婚葬祭施設を含む。一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。)	●	●	●	●	●	●	●	●
		公会堂					●	●	●	●
		集会場 (冠婚葬祭施設を含む。全ての集会室の床面積が200㎡以下のもの。)	★				●	●	●	●
		公民館 その他これに類する施設	★				●	●	●	●
5	展示施設等	展示場その他これに類する施設	★	★	★	★				
6	物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					●	●	●	●
7	宿泊施設	ホテル、旅館その他これらに類する施設					●	●	●	●
8	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署					●	●	●	●
		事務所(他の施設に附属するものを除く。)					●	●	●	●
9	共同住宅等 <sup>※1</sup>	共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿その他これらに類する施設	☆ <sup>※3</sup>	☆ <sup>※3</sup>	☆ <sup>※3</sup>	☆ <sup>※3</sup>	○	○	○	○

【福祉のまちづくり総合推進条例の事前協議が必要な遵守基準】

●:建築物(共同住宅等以外)の遵守基準    ★:小規模建築物の遵守基準  
○:共同住宅等の遵守基準                    ☆:共同住宅等の小規模建築物の遵守基準



都市施設の名称		特定都市施設となる都市施設の規模							
		網掛け部分が特定都市施設となる規模							
		床面積（以上～未満）							
		300㎡		1,000㎡		3,000㎡			
		200㎡	500㎡	2,000㎡	5,000㎡				
10	福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類する施設				●	●	●	●
		●	●	●					
		●							
11	運動施設 又は遊技場等	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場その他これらに類する施設				●	●	●	●
		★	★	★	★				
12	文化施設	博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設							●
						●	●	●	
		●	●	●					
13	公衆浴場	公衆浴場				●	●	●	●
14	飲食店等	飲食店				●	●	●	●
						●			
		●	●						
		★							
		キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				●	●	●	●
15	サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗				●	●	●	●
						●			
		●	●						
		★							
		一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設				●	●	●	●
						●			
		●	●						
		★							
16	工業施設	工場その他これに類する施設				●	●	●	●
				★	★				
17	車両の停車場を構成する建築物	車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		●	●	●	●	●	●
18	自動車関連施設	自動車の停留又は駐車のための施設 (一般公共の用に供されるものに限る。)				●	●	●	●
		上記以外の自動車の停留又は駐車のための施設				●	●	●	●
		自動車修理工場、自動車洗車場				●	●	●	●
				●	●				
		給油取扱所				●	●	●	●
				●	●				
		★							
		自動車教習所				●	●	●	●
19	公衆便所	公衆便所		●	●	●	●	●	●
20	公共用歩廊	公共用歩廊					●	●	●
21	地下街	地下街その他これに類する施設				●	●	●	●
		★	★	★	★				
22	複合施設	1の項から21の項までに掲げる都市施設の複合建築物					●	●	●
						●			
			★	★					

【福祉のまちづくり総合推進条例の事前協議が必要な遵守基準】

●:建築物(共同住宅等以外)の遵守基準 ★:小規模建築物の遵守基準

